

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画変更年度	令和元年度
計画主体	山形県 南陽市

南陽市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県南陽市農林課
所在地 山形県南陽市三間通436番地の1
電話番号 0238-40-3211
FAX番号 0238-40-3422
メールアドレス norin@city.nanyo.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、スズメ、ムクドリ、サギ類、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	平成30年度～令和2年度
対象地域	山形県南陽市内

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
ニホンザル	果樹類(おうとう、ぶどう、りんご)	1, 267	2.6
イノシシ	水稻	20	0.3
ツキノワグマ	果樹類(おうとう、ぶどう、もも、すいか)	269	1.0
ハシボソガラス ハシブトガラス	果樹類(おうとう、ぶどう、りんご、西洋梨、もも)	1, 749	7.2
スズメ	果樹類(おうとう、ぶどう、りんご、西洋梨)	2, 736	7.6
ムクドリ	果樹類(おうとう、ぶどう、りんご、西洋梨)	1, 589	5.6
ハクビシン	果樹類(おうとう、ぶどう、りんご、西洋梨)	2, 460	5.5

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	これまでの被害対策の効果もあり、急激な被害の増加は防げているものの、中川地区・赤湯地区の山間部を中心として果樹の被害が継続して発生している。このことにより、高齢化した農業者の生産意欲の低下に拍車をかけている。
イノシシ	数年前より中川地区・吉野地区に出没し始め、水稻や野菜に被害を与えている。また、田の畦畔の損壊や果樹園地・畑を掘り起こす被害もみられる。 被害報告、目撃情報、捕獲頭数等を勘案すると、生息数は急激に増加しているとみられる。
ツキノワグマ	中山間地域で果樹類に被害を与えている。また、集落付近への出没も増加しており、人畜への危害が懸念される。

ハシボソガラス ハシブトガラス	市内全域において、果樹類を中心に被害を与えている。また、ハウス被覆ビニールを破る等の資材被害も生じている。
スズメ	市内全域において、果樹類を中心に被害を与えている。
ムクドリ	市内全域において、果樹類を中心に被害を与えている。
サギ類	赤湯地区において、水稻に被害を与えている。
ハクビシン	市内全域において、果樹類を中心に被害を与えている。
ニホンジカ	近年、市内での目撃情報もあり、農作物への被害のみならず森林への被害が懸念されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成28年度）		目標値（令和2年度）	
	被害金額(千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
ニホンザル	1, 267	2.6	1, 140	2.3
イノシシ	20	0.3	18	0.2
ツキノワグマ	269	1.0	242	0.8
ハシボソガラス ハシブトガラス	1, 749	7.2	1, 574	6.5
スズメ	2, 736	7.6	2, 462	6.8
ムクドリ	1, 589	5.6	1, 430	5.0
ハクビシン	2, 460	5.5	2, 214	4.9
ニホンジカ	—	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	農作物に被害が予想される春先から降雪期までの見通しのよい期間に、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化等による担い手不足が生じている。 ・イノシシについては、近年出没が顕著になっており、生態や効果的な捕獲方法について詳しく学習する機会が必要である。
防護柵の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・防護ネットの設置 ・接近警戒システム、受信機の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護ネットや電気柵などが個人設置のものであり、点的な対

等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・花火による追い払い ・地域の実情に合わせた防護設備の整備 	<p>応のため効果が十分でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の伐採、食物残渣の撤去、緩衝帯の設置等の環境整備について、啓発活動を行う必要がある。 ・鳥獣の生態について学び、より効果的な被害対策を実施できるよう、学習する機会が必要である。
---------	--	---

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・サル接近警戒システムの有効活用 ・各種広報、被害防止対策協議会による啓発と情報提供 ・追い払いパトロールの組織化 ・地域ぐるみでの自主防衛体制への支援 ・電気柵の普及、推進 ・研修会、講習会の実施 ・個体数調整、生息状況調査用の捕獲を含めた有害鳥獣の捕獲の推進 ・地域における被害防止活動の意識啓発 ・射撃技術を向上させ銃器によるクマやイノシシ等の大型獣の捕獲をより一層推進していくため、ライフル射撃場を整備する。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>農作物被害を防止するため、南陽市及び山形おきたま農業協同組合より南陽市鳥獣被害対策実施隊（赤湯猟友会）に捕獲を依頼し実施する。また、警戒心の強いイノシシや大型のクマ等の捕獲活動については、農業被害をより軽減させるために、冬期間における遠距離からの銃器（スラッグ弾やライフル銃）による捕獲活動を推進する。</p> <p>なお、捕獲の時期や捕獲場所などをはじめとして、鳥獣保護管理法や山形県第12次鳥獣保護管理事業計画の取扱いなどについて、置賜総合支庁環境課と協議を行い助言を受けている。</p>

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成 30年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ アオサギ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、捕獲檻を用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。 ・捕獲檻の導入（ニホンザル用）
平成 31年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ アオサギ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、捕獲檻を用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。 ・捕獲檻の導入（ツキノワグマ用）
令和 2年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、捕獲檻を用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザルについては、南陽市ニホンザル管理事業実施計画及び山形県ニホンザル管理計画に基づき、被害状況を踏まえ捕獲数を決定する。</p> <p>イノシシについては、南陽市イノシシ管理事業実施計画及び被害状況等を勘案し捕獲数を決定する。そして、残雪期に銃器による捕獲を行う。</p> <p>ハクビシンについては、被害状況等を勘案し捕獲数を決定する。</p>

ツキノワグマについては、山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害状況等を勘案して必要な捕獲を行う。

鳥類については、現状の捕獲数を維持することを基本とし、被害の状況により適正な捕獲数を決定する。

ニホンジカについては、市内での被害報告はまだないが、今後策定予定の山形県ニホンジカ管理計画に基づき、被害状況を踏まえ捕獲数を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度
ニホンザル	15頭	15頭	15頭
イノシシ	60頭	80頭	80頭
ツキノワグマ	5頭	10頭	10頭
ハシボソガラス ハシブトガラス	650羽	650羽	650羽
スズメ	650羽	650羽	650羽
ムクドリ	1250羽	1250羽	1250羽
サギ類	60羽	100羽	100羽
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ			3頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
農作物被害が多発する春から秋にかけて、銃器及び捕獲用檻を使用した捕獲を実施する。その際は、農作物被害が大きい地域及び人的被害を及ぼす可能性のある個体の活動区域を重点的に行う。そして、安全かつ効果的な捕獲を行うため、周囲の安全を確認し、地域住民の理解を得ながら捕獲率向上に向けた体制を整備する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南陽市	イノシシ・サギ類

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ	電気柵 500m	電気柵 8,000m	電気柵 8,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ アオサギ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用火火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。(ニホンザル) ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。(イノシシ) ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去を徹底する。 ・侵入防止柵の設置を推進する。
平成31年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ アオサギ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用火火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。(ニホンザル) ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。(イノシシ) ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去を徹底する。 ・侵入防止柵の設置を推進する。
令和2年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用火火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。(ニホンザル) ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。(イノシシ) ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去を徹底する。

ハクビシン ニホンジカ	・侵入防止柵の設置を推進する。
----------------	-----------------

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

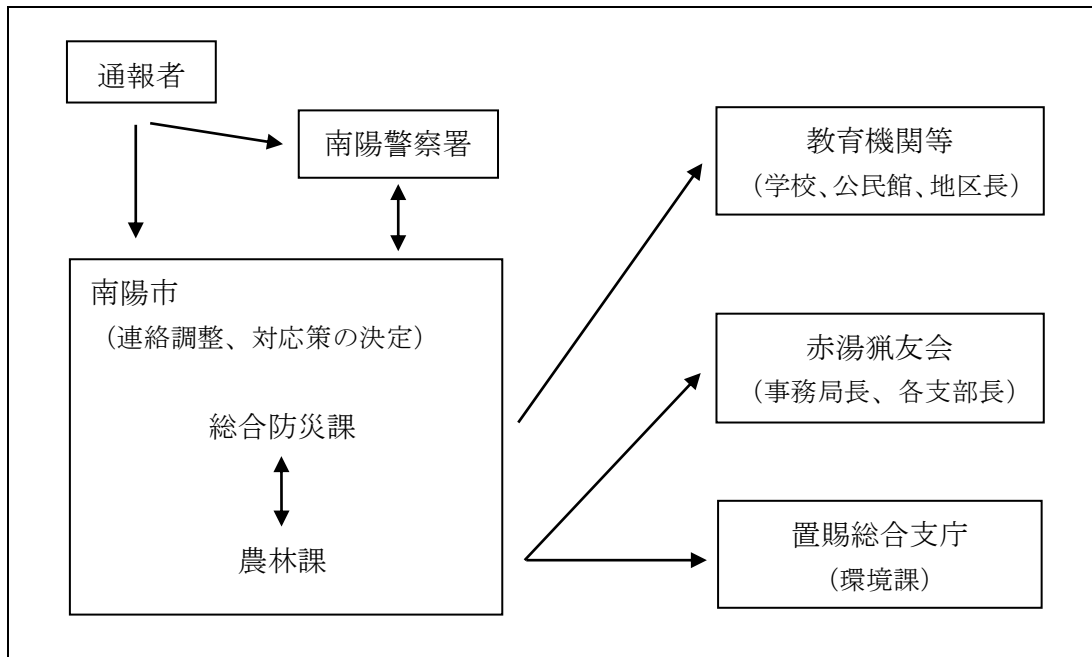
関係機関等の名称	役割
南陽市農林課	現場検証、猟友会への捕獲・見回り依頼、置賜総合支庁との協議、捕獲許可
南陽市総合防災課	現場検証、関係機関への周知・注意喚起、関係機関との連絡調整
教育機関等	児童及び生徒への周知・注意喚起
赤湯猟友会	対象鳥獣の捕獲、見回り
南陽警察署	現場検証、注意喚起
置賜総合支庁	捕獲許可、市との協議・助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋設及び自家消費による適正な処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

将来的に食品としての利用推進も検討するが、現時点では、利用に必要な施設や体制の整備に要する費用を上回る効果が見込めないため困難である。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南陽市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
南陽市農林課	総括・事務局担当
南陽市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う
置賜総合支庁産業経済部 農業技術普及課	被害防止対策の指導・支援、有害鳥獣関連情報の提供を行う
置賜農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う
山形おきたま農業協同組合	被害防止対策の指導・支援、有害鳥獣関連情報の提供を行う
赤湯猟友会	有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣関連情報の提供を行う
赤湯地区野猿駆除対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供を行う
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理、有害鳥獣関連情報の提供を行う

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する指導・助言等を行う。
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会 (宮城・福島・山形の広域連携)	広域的な被害地域ネットワークの充実により、さらに効率かつ効果的な被害防止を図る。

置賜総合支庁	鳥獣全般に関する情報の提供や被害防止対策に関する協議・助言等を行う。
--------	------------------------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>①南陽市鳥獣被害対策実施隊は次の者により構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤湯猟友会会員 <p>②実施隊は次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲 ・被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事 ・集落における被害防止対策に関する指導及び助言に関する事 ・上記の他、鳥獣被害防止対策に関する事
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>ニホンザルについては発信機の装着を計画的に行い、位置情報取得による追い払い体制の強化を図る。</p>

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害防止対策に関しては、関係機関との連携を図るとともに、対策における安全性を考慮しながら実施していく。</p>
--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。